

令和8～9年度 宇美町立地適正化計画策定業務委託 プロポーザル
企画提案書などに関する質問への回答一覧表

番号	質問事項	回答
1	企画提案書は「任意様式」とあるが、ページ数の制限なし、カラー印字は可能、という認識で間違いないか。	ページ数の制限はないが、プレゼンテーション時に使用するものに限る。ただし、多少の説明の割愛は認めるものとする。カラー印字は可能。
2	企画提案書に提案者の会社名や業務実績（図表等）を記載することは可能か。	提案者の会社名は記載すること。 業務実績（図表等）を記載することは可能。
3	仕様書「住民アンケート調査」について、サンプル数1,000通とあるが、配布数は受託者提案によるものと認識して良いか。	配布数が1,000通以上であればよい。なお、サンプル数1,000通とは回答数1,000件の確保という意味ではないが、可能なかぎり回答数を確保する工夫を望む。
4	プレゼンテーションに使用するプロジェクターは、HDMI端子の接続は可能か。	可能。
5	仕様書「住民説明等支援」において、「地域別に住民説明会を行うもの」とあり、その後、「なお、説明会は町全体対象に1回開催するものとする。」とあるが、各地域で1回ずつ開催する想定か、もしくは、町民全体を対象として1回のみ開催する想定か。	5つの地域でそれぞれ1回ずつ開催することを意味する。
6	令和8年度中に完了が必要な業務内容の想定はあるか。	令和8年度中に完了が必要な業務内容は、次の6つを想定。 1.関連する計画や他部局の関係施策等の整理 2.住民アンケート調査結果の分析 3.都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出 4.まちづくりの方針(ターゲット)の検討 5.課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討 6.庁内調整会議および策定委員会は令和8年度中2回の開催を予定
7	評価基準及び配点の業務体制評価について、予定技術者とは管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれを指すか。	実施要領の「1 1. プレゼンテーションの評価基準及び配点の表予定技術者の資格の評価基準」に記載の『以下の項目で評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）10点 ② RCCM（都市計画及び地方計画）5点』 については誤りであり、 「下記のポイント制で相対的に評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）5ポイント ② RCCM（都市計画及び地方計画）3ポイント』 に修正する。 予定技術者とは管理技術者、照査技術者、担当技術者（複数の場合全員を指す）の全てを指し、全員の合計ポイントを各社相対的に評価する。

8	企画提案書等の提出書類について、法人の履行事項全部証明書及び納税証明書はコピーの提出で良いか。	よい。
9	特記仕様書「第2章 業務内容」の第20条において、「6. 誘導施設・誘導区域等の検討」の『1) 都市機能誘導区域の検討』と『2) 居住誘導区域の検討』の文章の中で、「GISデータとして1/2,500縮尺で作成するもの」と記載があるが、GISデータに縮尺はない。この文章の意図を教えてください。	「GISデータとして1/2,500縮尺で作成」とは、「GISデータとして1/2,500縮尺相当の精度で作成」を意味する。
10	特記仕様書「第2章 業務内容」の第20条において、「15. 住民説明等支援」の文章の中で、冒頭では“地域別の住民説明会を行うもの”とあるが、文末では、“説明会は町全体対象に1回開催”とされている。これは、説明会は町全体を対象に1回開催、かつ、内容も計画案全体、という認識でよいか。	5つの地域でそれぞれ1回ずつ開催することを意味する。
11	③プロポーザル実施要領「11.プレゼンテーションの評価基準及び配点」において、業務体制評価の評価対象が「予定技術者の資格」となっている。この場合、管理技術者1名を指すか。それとも主担当技術者1名か。もしくは全担当技術者か。	実施要領の「11.1. プレゼンテーションの評価基準及び配点の表 予定技術者の資格の評価基準」に記載の『以下の項目で評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）10点 ② RCCM（都市計画及び地方計画）5点』 については誤りであり、 「下記のポイント制で相対的に評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）5ポイント ② RCCM（都市計画及び地方計画）3ポイント」 に修正する。 予定技術者とは管理技術者、照査技術者、担当技術者（複数の場合全員を指す）の全てを指し、全員の合計ポイントを各社相対的に評価する。
12	業務実績表（様式4）に添付する書類はテクリスでも良いか。	良い。
13	業務実施体制表（様式5）において「担当技術者を複数配する場合は主任技術者を1名配置すること」の意味は担当技術者の中から主担当（主任技術者）を選定し、明記するということで良いか。	良い。（担当技術者を全員明記の上、主任技術者が誰なのかを明記すること。）
14	管理技術者の経歴書（様式6）の業務に従事したことを証明する書類はテクリスで良いか。	良い。

15	特記仕様書「第2章 業務内容」の第20条において、「11. 報告書とりまとめ」の中で、1) 立地適正化計画報告書とりまとめとあるが、これは『立地適正化計画書』の作成と、『本業務の報告書』のとりまとめの2つを意味していることでしょうか。	良い。
16	8.企画提案書等の提出の業務実績表（様式4）について、「実績を示す資料を添付すること。（契約書の写し等）」とあるが、テクリス登録内容確認書を添付しても良いか。	良い。
17	11. プレゼンテーションの評価基準及び配点について業務実施体制表（様式5）の評価対象は「予定技術者の資格」とあるが、担当技術者を複数配置する場合、いずれかの技術者が①または②の資格を有していれば良いという認識で良いか。	実施要領の「1 1. プレゼンテーションの評価基準及び配点の表予定技術者の資格の評価基準」に記載の『以下の項目で評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）10点 ② RCCM（都市計画及び地方計画）5点』 については誤りであり、 「下記のポイント制で相対的に評価する。 ① 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）もしくは技術士：（建設部門 都市及び地方計画）5ポイント ② RCCM（都市計画及び地方計画）3ポイント」 に修正する。 予定技術者とは管理技術者、照査技術者、担当技術者（複数の場合全員を指す）の全てを指し、全員の合計ポイントを各社相対的に評価する。
18	11. プレゼンテーションの評価基準及び配点について評価テーマとは①～④という認識で良いか。また、企画提案書においては、実施方針や実施手順、評価テーマ①～④に対する技術提案が記載されていれば良いか。	先の内容に加え、提案者の会社名は記載すること。業務実績（図表等）を記載することは可能。
19	提出書類の「法人の履歴事項全部証明書」及び「納税証明書」について、原本の提出が必要か。	写しでよい。
20	(2) 実施要領 様式集（Wordファイル）の「委任状」について、指名願い提出時に委任状は提出しているが、プロポーザルなので本社押印入り委任状が別途必要か。 また、提出は参加申込書の提出時か、企画提案書の提出時か。	委任状は代表者（支社長・支店長を含む）が社員に委任する際に必要。参加申込書提出時に提出のこと。
21	企画提案書のページ数に制限はあるか。	ページ数の制限はないが、プレゼンテーション時に使用するものに限る。ただし、多少の説明の割愛は認めるものとする。
22	特記仕様書第20条 12.庁内調整会議開催支援「「庁内調整会議」に出席し、部会の開催に伴う資料及び」とあるが、部会は「庁内調整会議」と読み替えて良いか。	良い。

23	特記仕様書第 20 条 15.住民説明会等支援 「地域別の説明会を行うものとし……。なお、説明会は町全体対象に 1 回開催する」とあるが、地域別の内容を、町全体で合同で開催するということが良いか。	5 つの地域でそれぞれ 1 回ずつ開催することを意味する。
24	第 20 条 17.打合せ協議 「打合せは年度ごとに、着手時： 1 回、中間打合せ時： 2 回、成果品納入時： 1 回の 4 回を基本とし、」とあるが、2 ヶ年業務のため、合計 8 回ということが良いか。	良い。